



佐賀県公報

平成21年
3月31日
(火曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

規則

- 佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則 (二九・県土づくり本部) 二
- 佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則 (三〇・ ") 二
- 佐賀県ダム管理事務所管理規則等の一部を改正する規則 (三一・ ") 三

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

- (三二・まちづくり推進課) 三

佐賀県美しい景観づくり審議会規則の一部を改正する規則

- (三三・ ") 四

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

- (三四・農地整備課) 四

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (三五・建築住宅課) 五

公布された規則のあらまし

○佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第二十九号)

- 1 武雄土木事務所に九州新幹線西九州ルート整備課を置くこととした。(第四
四条関係)

- 2 鳥栖、伊万里及び鹿島の各土木事務所の組織を見直すこととした。(第四
条関係)

- 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関することを管理課又は建築課
の分掌事務に加えることとした。(第四条関係)

- 4 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、3に

ついては、平成二十二年六月四日から施行することとした。

○佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第三〇号)

- 1 農政課及び林務課の分掌事務を改めることとした。(第四条関係)
- 2 不動産登記法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、2に
ついては、公布の日から施行することとした。

○佐賀県ダム管理事務所管理規則等の一部を改正する規則(規則第三一号)

- 1 不動産登記法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三二号)

- 1 森林公園及び佐賀城公園について、指定管理者制度を導入することができ
ることとするため、指定の基準及び事業報告書の提出の条項について所要の
改正を行うこととした。(第二一条及び第二二条関係)
- 2 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県美しい景観づくり審議会規則の一部を改正する規則(規則第三三号)

- 1 審議会に設置される部会について必要な事項を定めることとした。(第四
条関係)
- 2 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則(規則第
三四号)

- 1 分担金を徴収する県営土地改良事業に経営体育成基盤整備事業(面的集積
型)を加えることとした。(別表関係)
- 2 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三五号)

- 1 収入申告又は収入報告と同居者異動届を併せて行うときは、当該異動届を
収入申告書又は収入報告書の様式により行うこととした。(第九条、様式第
一〇号及び様式第一九号関係)

- 2 住宅地区改良法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
(第二〇条関係)
- 3 この規則は、平成二十年四月一日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第二十九号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則(昭和二十九年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「伊万里土木事務所にダム建設課」を「武雄土木事務所に九州新幹線西九州ルート整備課」に改め、同条第五項中「伊万里、武雄及び鹿島の各土木事務所」を「武雄土木事務所」に改め、同条第八項中「神崎土木事務所」を「神崎、鳥栖及び鹿島の各土木事務所」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 伊万里土木事務所にあつては、第一項に規定する工務課に代えて次の課を置く。

道路課

河川・ダム建設課

第四条第一項の管理課の分掌事務の第九号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同課の分掌事務中第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)に関すること。

第四条第八項中「伊万里、鹿島の各土木事務所」を「伊万里土木事務所」に、

「河川課」を「河川・ダム建設課」に改め、同項の河川課の分掌事務及び課名を次のように改める。

河川・ダム建設課

一 第一項の工務課の各号に掲げる事務(河川事業及び海岸事業に関する事務に限る。)に関すること。

二 井手口川ダムの建設に関すること。

第四条第十二項中「神崎土木事務所」を「神崎、鳥栖及び鹿島の各土木事務所」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項の建築課の分掌事務中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え、同項を同条第十三項とする。

七 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。

第四条中第十五項を第十四項とし、第十六項を削り、同条に次の一項を加える。

15 武雄土木事務所の九州新幹線西九州ルート整備課の分掌事務は、九州新幹線西九州ルート建設に係る用地取得に関することとする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定及び同条第十四項の改正規定(同項を同条第十三項とする部分を除く。)は、平成二十一年六月四日から施行する。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則ここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第三十号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の農政課の分掌事務の第八号を次のように改める。

八 削除

第四条第一項の農政課の分掌事務の第十号中「緊急生産調整推進対策」を「生産調整」に改め、同課の分掌事務の第十三号を次のように改める。

十三 削除

第四条第一項の農政課の分掌事務の第十八号を次のように改める。

十八 削除

第四条第一項の農政課の分掌事務の第二十二号中「上場営農確立対策事業」を「上場地域の営農」に改め、同課の分掌事務の第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 環境保全型農業の推進に関する事

第四条第一項の林務課の分掌事務の第十九号中「森林整備及びび」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 森林環境税に係る事業に関する事

第四条第一項の林務課の分掌事務の第二十号中「その他林業」の下に「及び森林整備」を加え、同条第二項第六号中「農業構造改善事業」を「経営構造改善事業」に改め、同条第五項第六号中「農業構造改善事業」を「経営構造改善事業」に改める。

第九条第一項第九号中「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十条及び第三十一条」を「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百六条」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

佐賀県ダム管理事務所管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十一号

佐賀県ダム管理事務所管理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十条及び第三十一条」を「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百六条」に改める。

一 佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和四十四年佐賀県規則第五号）第九
条第一項第九号

二 佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成十年佐賀県規則第三十八号）第七
条第一項第九号

三 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則（平成二十年佐賀県規則第三
十号）第七条第一項第二十号

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十二号

佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和三十六年佐賀県規則第七十九号）の一
部を次のように改正する。

第二十一条第一号から第三号までの規定中「吉野ヶ里歴史公園」を「都市公
園」に改め、同条第五号を削る。

第二十二条第一号中「吉野ヶ里歴史公園」を「都市公園」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県美しい景観づくり審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第三十三号

佐賀県美しい景観づくり審議会規則の一部を改正する規則

佐賀県美しい景観づくり審議会規則(平成二十年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(部会)

第四条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 第二条第三項及び前条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第三十四号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則(昭和四十二年佐賀県規則十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

事業	経営体 育成基 盤整備 事業 (一般型)	経営体 育成基 盤整備 事業 (集積型)
経営体育成基盤整備事業(一般型)	22.5/100	22.5/100
経営体育成基盤整備事業(集積型)	17.5/100	17.5/100

を

事業	経営体 育成基 盤整備 事業 (集積型)	経営体 育成基 盤整備 事業 (一般型)
経営体育成基盤整備事業(面的集積型)	22.5/100	22.5/100
経営体育成基盤整備事業(集積型)	17.5/100	17.5/100

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十五号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成九年佐賀県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、条例第十五条第一項の規定による収入の申告を併せて行うときは第十一条第一項に規定する様式によるものとし、条例第五十一条第二項の規定による収入に関する報告を併せて行うときは第十九条第一項に規定する様式によるものとする。

第二十条の表中「十三万七千円」を「十一万四千円」に、「十七万八千円」を「十三万九千円」に、「二十万円」を「十五万八千円」に、「二十四万二千円」を「十九万千円」に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号(第11条関係)
佐賀県知事 様

収入申告書(兼異動届)

県営住宅

団地 棟

号室

年 月 日

入居者名

電話番号

私及び同居親族の前年(年 月 日から 年 月 日まで)の収入並びに同居親族の異動等について、証明書添付のうえ次のとおり報告します。

入居者番号	続柄	氏名	性別	生年月日	同居別居	勤務先名称(漢字) 勤務先電話番号	控除			障害の等級	年間収入(円)	年間所得(円)	異動届		備考
							寡婦寡夫	特定扶養	老人扶養				障害者 特別 普通	区分	
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										

※単身入居されている方は、緊急連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	住所

様式第十九号を次のように改める。

様式第19号(第19条関係)
佐賀県知事 様

収入申告書(兼異動届)

県営住宅

団地 棟

号室

年 月 日

入居者名

電話番号

私及び同居親族の前年(年 月 日から 年 月 日まで)の収入並びに同居親族の異動等について、証明書添付のうえ次のとおり報告します。

入居者番号	続柄	氏名	性別	生年月日	同居別居	勤務先名称(漢字) 勤務先電話番号	控除			障害の等級	年間収入(円)	年間所得(円)	異動届		備考
							寡婦寡夫	特定扶養	老人扶養				障害者 普通 特別	区分	
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										
			1男	年 月 日	0同										
			2女	年 月 日	1別										

※単身入居されている方は、緊急連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	住所

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に県改良住宅に入居している者に係る佐賀県営住宅条例(平成九年佐賀県条例第三十四号)第五十一条第一項に規定する収入基準及び同条例第五十二条第一項に規定する割増賃料の限度額については、平成二十六年三月三十一日までの間は、この規則による改正後の佐賀県営住宅条例施行規則第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者
佐賀県知事
古川 康

発行定日
印刷社
毎週火金曜日
(株)佐賀印刷社